

## 看護学実習ガイドライン

### I 看護学実習総論

#### 1. 看護学実習ガイドライン策定の目的

- 1) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム（大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会、平成 29 年 10 月）に示された「F 臨地実習」には、「臨地実習における学修」、「ケアへの参画」として、ねらいと学修目標が明示された。これに付随し、これらの学修目標を達成するため、大学、実習施設及び学生に対する指針として、各大学のカリキュラム（看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程を含む）に位置付けられた臨地実習に関するガイドライン（以下、「看護学実習ガイドライン」という。）を策定する。
- 2) 文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」（平成 27～29 年度）として、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「JANPU」という。）は、看護系大学学士課程の臨地実習とその基準作成に関する調査研究を実施し、平成 29 年度報告書に「看護系大学学士課程の臨地実習の基準」を確定して報告した。基準として、看護学士課程教育の目的・目標と実習の関連性（基準Ⅰ）、教育課程と教授・学習活動（基準Ⅱ）、学生の学びを支える教育体制と資源（基準Ⅲ）、実習教育の有効性（基準Ⅳ）に 19 項目が示された。本看護学実習ガイドラインは、この基準を基盤とし、さらに具体的な事項を示すものとする。
- 3) 各大学のカリキュラムに位置付けられた臨地実習は、カリキュラムの一環であって、その具体的な方法論は各大学の決定に委ねられるものである。そのため、本看護学実習ガイドラインは、臨地実習の基本的な考え方を示すものであり、参照基準としての位置付けである。
- 4) 臨地実習は、大学の教員、実習施設の指導者、そして学修する学生により成立する教授学習過程であるため、大学と実習施設との連携と協働がその基盤となる。本看護学実習ガイドラインは、大学と実習施設における連携・協働体制の構築と、学生にとって効果的な臨地実習が行われることに資する位置付けとする。
- 5) 臨地実習において学生が看護ケアを提供する対象は国民であり、看護学教育における臨地実習に対する国民の理解と協力を得ることに資するものとする。

#### 2. 臨地実習の目的

- 1) 臨地実習は、学生が学士課程で学修した教養科目、専門基礎科目の知識を基盤とし、専門科目としての看護の知識・技術・態度の統合を図りつつ、実践へ適用する能力を育成することを目的とする。病院、施設、在宅、地域等の多様な場において、多様な人を対象として援助することを通して、学生が知識・技術・態度の統合を図ると共に、対象者との関係形成やチーム医療において必要な対人関係形成能力を養い、看護専門職としての批判的・創造的思考力と問題解決能力の醸成、高い倫理観と自己の在り方を省察する能力を身に付けることを目指す。

- 2) 実習目的の策定は大学の責任の下に行う。大学は、教育理念、教育目標ならびにディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシー、(以下、「3P」という。)との一貫性をもって、さらに社会の多様性やヘルスケアニーズにも対応することを工夫し、カリキュラムに実習科目を体系的に位置付けると共に、実習全体の目的を策定する。

### 3. 大学・実習施設・学生の役割

#### 1) 大学の役割

- (1) 大学は、学生の教育に関する責任を有する。大学は、3Pとの関連において、実習目的を達成するために、各実習科目の到達目標、実習内容、評価方法、単位修得要件等をシラバスに明確に提示すると共に、これらに加えて実習スケジュール、感染予防対策、災害時の対応等をも明示した実習要項を作成し、学生、実習指導者、実習指導教員等のための実習中の行動指針とする。さらに、実習施設と十分な調整を行い、連携・協働による指導体制を構築して、学修環境を整備する役割を有する。
- (2) 実習指導教員は、学生が教育カリキュラムに基づき修得した知識・技術・態度について、臨地実習における対象者に看護ケアを提供することを通して統合することを支援する。さらに、学生のレディネスを把握し、学生の特長に応じて対象者を選定し、情報収集、アセスメント、看護計画立案を中心に支援する。
- (3) 実習指導教員は、学生にとって看護実践者・教育者としての役割モデルとなることが期待される。

#### 2) 実習施設の役割

- (1) 臨地実習は次世代の看護系人材を育成する重要な教育の場である。実習施設は、看護ケアを提供する場に学生を受け入れるのであり、対象者への看護ケア提供の責任を有する。実習施設は、大学と十分な調整を行い、連携・協働による指導体制を構築して、実習環境を整備する。実習要項に基づき、実習施設の看護ケアの質を維持しつつ、学生が学修目標を達成できるように、看護ケアに参画できる機会を提供し、実習環境を整備すると共に、チームの一員として役割を果たすことができるように調整する役割を有する。
- (2) 実習指導者は、対象者の状態に関する臨床判断を説明し、適切な看護ケアの技術を示して学生を導き、対象者と学生との関係形成を支え、プロフェッショナルとしての姿勢を示す等、看護実践者としての役割モデルとなることが期待される。

#### 3) 学生の役割

- (1) 学生は、教育カリキュラムに基づき、臨地実習科目を履修登録することにより、当該臨地実習に参画することができる。実習科目受講までに、基盤となる科目を履修し、必要な知識・技術・態度について十分な準備状況をもって参画し、実習指導者及び実習指導教員の指導の下に、対象者に看護ケアを提供することを通して、各実習科目の学修目標に到達するよう努力する役割を有する。さらに、全ての実習を通して、臨床で求められる情報収集力、アセス

メント力、看護ケアを提供する技術力、対人関係形成力を養うと共に、自己洞察力を深めることに努力する役割を有する。

- (2) 学生は、場所も対象者も異なる多くの臨地実習に参画し、各々の学修目標に到達することが求められる。一定期間ごとに新たな臨地実習が開始されるため、学生はストレスマネジメントと時間のマネジメントを心がけ、生活を調整し、実習科目の学修ができるように努力する。

## II 大学と実習施設との連携・協働体制の構築

### 1. 大学と実習施設との委託契約

- 1) 実習施設の要件は、各大学が設定する看護学実習科目における臨地実習目標を達成できる条件を満たした施設であること、臨地実習目標を満たすために必要な実習指導者が存在し、大学との連携・協働体制が明示されていること、実習中の安全管理体制が整備されていることである。
- 2) 大学は、実習施設から臨地実習に関する承諾書を得て、文部科学省への申請手続を進めると共に、委託契約を締結し連携・協働体制の基盤を形成する。契約に含まれることが望ましい内容は、①実習期間、②学生利用可能施設及び設備、③指導體制、④安全管理体制（事故や災害発生時の対応、感染予防対策等）、⑤実習に伴う経費等である。
- 3) 大学は、実習施設等との連携促進を目指した研修等を実施することや、実習施設等の現任教員への参画及び非常勤実習指導教員を採用すること等により、両者の連携・協働を図る仕組みを整える。

### 2. 指導體制の構築

#### 1) 大学の教員と実習施設の指導者による連携・協働

- (1) 実習施設は数多くの大学や学年の異なる実習生を受け入れているため、施設の実習指導者は各大学の実習目的や目標を理解し、学生のレベルや実習目標に応じた指導を行うといった課題がある。一方、大学の実習指導教員は、実習の目的や目標、内容等を熟知し、学生の準備状況を把握しているので、両者が連携し、協働して実習指導を行うことができる体制を調整する。
- (2) 指導體制の確立に向けた会議の開催や連携促進を目指した研修等を実施すると共に、両者の連携・調整を図る仕組みを整える。大学と実習施設は、実習指導教員及び実習指導者の臨地実習における役割を事前に調整して決定する。相互の管理者の了解のもと、実習指導教員及び実習指導者がそれぞれの役割を承知することはもとより、学生に対して周知しなければならない。

#### 2) 実習施設の環境整備

- (1) 実習施設は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が定める要件を維持すると共に、実践を基本とする質の高い実習指導を提供するために、実習指導者、物品、設備等の環境を整備

する。

- (2) 実習施設は、各施設における看護職者のキャリア開発等の規定に基づき、学生指導を担当できる看護職者を実習指導者として選定する。連続して同一人物が実習指導を担当できる体制が望ましく、さらに実習指導者を教育する仕組みを有していることが望ましい。
- (3) 実習施設は、学生が学修するために必要な物品について、大学と調整して整備する。また、設備として、学生用更衣室、カンファレンスルーム、実習記録等の保管場所を準備することが望ましい。
- (4) 実習施設の各部署への学生配置人数は、実習施設の種類や規模に左右されるため、大学と実習施設が協議して決定する。

### 3) 実習指導教員の実践力の向上

- (1) 大学は、学生数に応じた実習指導教員を配置することが望ましい。
- (2) 実習指導教員は大学に勤務することで、保健・医療・介護・福祉（以下、「医療等」という。）の実践現場から分離されることが多いため、医療等の最新の状況を把握して、臨地における実践力を維持・向上させる努力が必要である。
- (3) 大学は実習指導教員に対し、実習指導に先立つ当該実習施設における研修、外部研修への派遣や学内でのFD（faculty development）研修等、組織的に計画する必要がある。

## 3. 安全管理体制の構築

### 1) 実習中の学生の健康被害に対応できる保険の加入

実習を行う学生及び実習指導教員は、他者の物損障害等に対する個人賠償責任のみの保険だけではなく、学生の針刺し事故で治療が必要となる等、実習中の学生自身の感染事故、臨地実習において対象者に感染させた可能性があり治療費用の支払いが必要になった場合等に対応できる学業費用保険に加入する必要がある。

### 2) 感染予防対策

- (1) 大学は、実習施設からの感染予防に関する規定に基づく要請に対し、学生及び実習指導教員に実施を求めなければならない。免疫獲得状況と感染の有無を把握するために、実習施設から求められる検査の代表例を以下に示す。

- ① 抗体価検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎抗原抗体等）
- ② 結核に係る検査
- ③ インフルエンザ等、実習施設の要請に基づく検査

- (2) 上記の検査結果は、学生と大学の担当部署がそれぞれ保管し、実習施設の求めに応じて検査結果を提示する。上記①の抗体価検査結果が基準値を満たしていない場合は、大学は学生と実習指導教員に実習開始に先立ち、あらかじめ予防接種を受けるよう指導しなければならない。
- (3) ただし、予防接種を受けても基準値に満たないことがある。その場合には、大学はその旨を

実習施設に報告して、実習施設の規定に基づき学生と実習指導教員の実習参加について調整する。

### 3) 感染症発症時の対策

- (1) 大学は、感染症罹患時の連絡と医療機関受診について、フローチャート等で実習要項に明記して、学生が遵守できるようにする。なお、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・感染性胃腸炎・インフルエンザ等、学校保健安全法に規定されている感染症への罹患の可能性があり症状のある学生は、原則として実習に参加することができない。実習指導教員は、学生に医療機関を受診し医師の診断を受けることを指導し、また実習指導教員に診断結果を報告するよう指導する。
- (2) 学生は、自己の健康状態を把握し、日頃から手洗いやうがいを行ってると共に、感染防止に必要な知識・技術・態度を身につける。また、実習中、スタンダードプリコーションを遵守すると共に、実習施設の感染予防に関する規定に従う。

### 4) 事故発生時の対応

- (1) 大学は、臨地実習における事故発生時の対応マニュアルを整備し、実習施設と調整すると共に、実習要項に連絡経路のフローチャート等を明示して学生に周知する。
- (2) 実際に生じた事故を「アクシデント」といい、故意又は過失の有無を問わず、学生が臨地実習中に施設や対象者の所有物に損害を与えた場合等の事故が該当する。また、実習施設への通学経路での事故等も含まれる。アクシデントが発生した場合、学生は速やかに実習指導者と実習指導教員に報告し、実習指導者は状況を確認し対処する。
- (3) 実習指導教員は、実習要項のフローチャートに沿って対応し、必要に応じて実習施設の事故対応マニュアルに準拠する。また、学生が賠償責任を負う場合は、実習指導教員の指導に従い保険請求等の手続きを行う。
- (4) 実際に事故には至らなかったが、重大な事故になっていた可能性がある事態を「インシデント」という。インシデントが発生した場合は、学生はインシデント報告書に記載する等、実習要項のフローチャートに沿って対応する。インシデントの報告書等は学生指導に活かすと共に、大学が分析した結果を実習施設に報告し事故予防に活用する。

### 5) 災害発生時の対応

大学は、臨地実習における災害発生時のマニュアルを整備し、実習要項にフローチャート等を明示して、実習施設等及び学生に周知する。

## 4. 倫理的手続きの構築

### 1) 臨地実習に関する説明と同意

- (1) 学生が臨地実習として対象者に看護ケアを提供するにあたっては、対象者に文書を用いて十分な説明を行い、文書による同意を得ることが原則である。やむを得ず、口頭で同意を得た場合には、その内容を記録として残すことが必要である。

(2) 対象者に対して看護ケアを提供する最終責任は実習施設となることから、実習施設及び大学が連名で説明・同意文書を作成する必要がある。

(3) 説明・同意文書は3枚の複写式印刷物等を用いて、1枚は対象者が保管し、1枚は実習施設が診療録等に保管し、残る1枚は大学が保管することが望ましい。ただし、個人情報が含まれる書類を実習施設から大学に持ち出すことになるため、管理方法等について十分に調整する。説明・同意文書には、学生による看護ケアの提供を拒否できること、同意した後であっても拒否することが可能であること、拒否によって診療、看護ケア等における不利益を被ることはないことを明示する。

## 2) 個人情報の保護

(1) 学生の記録様式は、対象者等の個人情報（氏名、現住所、勤務先、勤務先住所等個人を特定することができる情報）の記載欄をなくした上で、大学はあらかじめ実習施設から記録様式に基づく情報収集の範囲に関する承認を得ておくことが必要である。

(2) また、実習中、学生名とケアを提供する対象者名を連結させる文書については、実習施設から持ち出さないこと、後日に調査が必要となる場合に備えて、一定期間実習施設に保管し、保管期間終了後に破棄する等、大学と実習施設間で調整する。

(3) 電子カルテ等の診療記録の取り扱いについては、実習施設の規定を学生に遵守させる必要がある。大学は、学生に個人情報の取り扱いや患者等の情報プライバシーに関する教育を行う。

## 3) 学生が実施できる看護技術

(1) 学生は保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、臨地実習の履修が義務付けられるが、臨地実習で対象者へ提供する看護ケアについて大学は、実習前までに看護学基礎教育において学修し、実施の安全性が確認された技術であるということを明確にし、学生に周知すると共に、実習施設と調整することが必要である。

(2) 大学と実習施設との間で、①学生が単独で実施できる技術、②教員や看護師等の直接指導の下に実施できる技術、③看護師等の実施を見学する技術等、学生が経験できる看護ケア技術について、事前に十分に話し合い、基準等を合意しておく必要がある。さらに、学生が理解できるように、実習要項に明示することが望ましい。

## Ⅲ 臨地実習前の調整

### 1. 実習要項の作成

大学は臨地実習中に学生が学修成果を上げることができるよう、当該実習科目の担当教員は、実習要項を作成し、実習目的、実習目標、実習スケジュール、実習評価方法、感染予防対策、災害時の対応等を明示する。学生は、実習要項に基づき事前学習を行い、実習中の行動の指針とする。また、実習指導教員は、実習要項等に基づき教員相互に円滑なコミュニケーションを図ると共に、実習指導者と連携して効果的な実習指導を行う。

## 2. 実習前打ち合わせ

### 1) 会議の設定と調整内容

- (1) 大学は事前打ち合わせの日程調整を主導し、実習施設に説明する義務を負う。
- (2) 共通理解する内容は、①指導上での実習指導教員と実習指導者の役割分担、②実習要項を基に実習目標と実習科目の評価方法と評価基準等、③実習指導者と実習指導教員がもつ責任の範囲、④実習プロセスにおける各学生の学習進捗の情報交換の方法、⑤指導方法の方針、⑥特別な配慮が必要な学生の情報等である。

### 2) 実習指導教員と実習指導者の調整

- (1) 実習指導教員及び実習指導者は、実習要項に記された到達目標を十分理解して協働すること、看護ケアの提供に当たっては、学生が経験できる看護ケア技術について、両者間で十分に調整する。
- (2) 実習指導教員は、学生個々のレディネスや指導上の留意点等について実習指導者と共有し、指導計画を調整する。実習指導教員は概念化や思考過程の整理を、実習指導者は看護職者としての役割モデルとなることを主な役割とする。

## 3. 学生の臨地実習へのレディネスと支援

### 1) 学生のレディネス

- (1) 学生は、当該実習科目の実習目標を達成するために、実習要項に基づき準備する。
- (2) 当該実習目標を確認し、達成するために必要な知識と技術を復習する。

### 2) 実習指導教員による支援

- (1) 実習指導教員は、学生一人ひとりが当該実習目標を達成するために、個々の学生のレディネスを把握して、実習への取り組みの動機づけを行い、実習指導者と連携・協働して効果的な指導を提供し、評価する責務を有する。
- (2) 実習指導教員は、個々の学生のレディネスを促すために、事前に臨地実習オリエンテーションを行い、実習の概要と準備すべき事項を提示する。
- (3) 実習指導教員は、ケアを提供するための基本技術について、各実習開始時に個々の学生の到達度を確認し、学生が正確で安全なケア技術を対象者に提供できるように演習を活用して指導する。

### 3) 実習指導者による支援

- (1) 実習指導者は、学生一人ひとりが当該実習目標を達成するために、個々の学生のレディネスを把握して、実習への取り組みの動機づけを行い、実習指導教員と連携・協働して効果的な指導を提供し、評価する責務を有する。
- (2) 実習中の学生を動機づける重要要素として、学生が提供した看護ケアに対する承認があり、これらを活用する。承認には、看護ケアの対象者から認められること、実習指導者や実習指導教員等から承認されること等の外的環境からの承認があり、提供したケアの効果を学

生が実感すること等が挙げられる。

#### IV 指導方法

##### 1. 臨地実習における学修

- 1) 実習指導教員、実習指導者及び学生は、各大学が提供する臨地実習において学修することによって、モデル・コア・カリキュラムに示された「看護系人材として求められる基本的な資質・能力」を育成することにつながることを理解する。
- 2) 臨地実習における対象者の治療や生活の場を理解し、それらを支える社会資源・サービス・制度の実際を知ること、対象者と関係性を築きながら、看護学の知識・技術・態度を統合し、個別性のある看護を実践できる能力を学生が身に付けるように指導する。
- 3) 臨地実習を積み重ねることにより、実施した看護について、対象者の視点や倫理的観点からその意味や課題を振り返り、看護職者の役割を創造的に考察できるよう指導し、看護の質の向上に向けた自己研鑽ができるように導く。

##### 2. 看護過程に基づくケアの実践

- 1) 学生は、多様な場で多様なニーズを持つ対象者に対して、看護過程に基づき適切な看護ケアを提供することを学修する。さらに、看護過程におけるアセスメントの重要性と看護過程が循環する一連のプロセスであることを学ぶ。また、実習指導教員は学生個々のレディネスを把握し、対象者を通して学生が思考を整理できるように支援する。
- 2) 学生は、対象者の意思を尊重して、情報を収集し、アセスメントを行い、科学的根拠に基づき必要な看護を計画立案できるように指導する。さらに、学生が実施できる看護を明確にした上で、チームの一員として看護ケアに参画し、実習指導者の支援のもとにケアを提供する。実習指導者は、対象者の状態を十分に把握し、学生と共に看護ケアを提供する。
- 3) 学生は、観察したこと及び実施した看護について、適切に報告・連絡・相談し、的確に記録する。実習指導教員及び実習指導者は、学生が提供した看護ケアについて、自ら適切に評価できるように指導する。
- 4) 実習指導者は、学生にとっての役割モデルである。実習指導者は臨床場面でのアセスメントを学生が理解できるように言葉で表現し、学生と共に看護ケアを提供するときには、学生の技術を観察し、必要時には熟練した技術を披露することによってモデルを示す。

##### 3. 安全なケア環境の整備

- 1) 実習指導者は、実習開始に際し学生に実習施設のオリエンテーションを行う。この時学生は緊張度が非常に高いため、そのことを十分に理解して、実習に導入する。
- 2) 学生が、転倒、転落、褥瘡等の有害事象の予防策を計画・実施でき、感染予防対策を行うよう実習指導者と実習指導教員は指導する。

- 3) インシデント又はアクシデントが発生した場合、学生は、実習指導者と実習指導教員に速やかに報告しなければならない。実習指導教員は実習指導者と協働して、該当の対象者の状況と安全を確認し、必要に応じて実習施設の事故対応マニュアルに添って対応する。
- 4) その後に、速やかに実習要項で定める報告書に記載する。実習施設から記載を求められた場合は、当該施設の事故報告書にも記載する。インシデント・アクシデントの報告書等は、分析し今後の教育及び事故予防に活用する。

#### **4. チームの一員としてのケア参画**

- 1) 学生は、保健・医療・福祉チームの一員として、実習指導者の指導を受けながらケアに参画し、報告・連絡・相談を行うことによって協働する。さらに、ケアに参画することによって、ケアを提供するチームの目標、メンバーの役割、自己の役割を理解する。
- 2) 学生は、実習グループの学生と協働して実習することによって、目標の確認、協力、連絡調整等、共通の目標を持ったチームの一員として活動する態度を身に付ける。
- 3) 医療チームには看護職のチームと多職種によるチームがある。実習指導者は、学生が看護職チームのみならず、多職種によるチームの機能をも理解し、参画できる機会を調整する。
- 4) 実習指導者及び実習指導教員は対象者の安全を守る責務があるため、学生のできていない部分に着目して否定的に注意しがちであるが、学生ができていることを肯定的に評価・承認し言語的に伝えることに心がけ、実習グループを円滑にマネジメントする。
- 5) 実習指導者及び実習指導教員は連携協働して、各学生の実習目標達成度を把握し、学生一人ひとりが看護職チームの一員としてケアに参画し、全ての実習目標を達成できるように、丁寧に指導する。
- 6) 学生、実習指導者、実習指導教員の三者による共同カンファレンスを行うことにより、チームにおける役割や基本的姿勢、ケアの受け手の権利擁護を始めとする課題に対し、意見を表明すると共に他者の意見を傾聴することを通して、学生はグループダイナミクスを学修する。視点が異なる三者が相互に意見交換することにより、双方向に効果が波及することを目指す。

## **V 評価方法**

### **1. 実習評価項目と基準**

- 1) 大学は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの一貫性をもって、全ての臨地実習科目を統括する目的を設定する。各専門科目に共通して、適切なアセスメントに基づき、看護ケアを計画し、実施し、評価する一連の思考力と看護ケアの技術力、人間に対する深い洞察力等が求められる。
- 2) 全体の実習目的を受けて各実習科目の目的を設定し、その目的を達成するために学生が到達すべき目標を設定する。各実習科目の到達目標に基づき、実習評価項目を設定し、達成度を示す基準を設定する。

- 3) 各臨地実習の場面では、ケアを提供する対象者に対し、学生による看護ケアの技術の安全性が保証されることが求められる。そのため、到達目標、実習評価項目とも、看護ケア技術の安全性の視点を含むことが必要である。

## 2. 実習評価項目を設定する際の外部基準の参照

全ての臨地実習科目を統括する目的、各実習科目の目的、実習評価項目の作成に当たっては、更に質の高い教育となることを意図し、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」<sup>1)</sup>、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準，看護学分野」<sup>2)</sup>を参照し、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」<sup>3)</sup>の外部基準を積極的に活用する。

## 3. 実習到達目標に基づく達成度評価

- 1) 実習科目ごとに、実習到達目標への達成度を評価する。
- 2) 実習の中間時期に、学生による自己評価と実習指導教員・実習指導者による形成的評価を行い、学生が達成した項目と未達成の項目を確認して、残る実習期間における目標を共有して、目標達成を目指す。学生の自己評価と実習指導教員・実習指導者による評価を相互に事実に基づき確認して、決定する。
- 3) 実習の終了時に、学生による自己評価と実習指導教員・実習指導者による総括的評価を行い、実習評価項目の最終達成度に基づき評価する。この時も、学生の自己評価と実習指導教員・実習指導者による評価を相互に事実に基づき、決定する。
- 4) 原則として、評価に関する責任は大学が有する。そのため、実習指導教員は実習指導者の意見を十分に聴取し、評価に反映させる。

## VI 資料

- 看護系大学学士課程の臨地実習の基準

- 
- 1) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788_3.pdf)
  - 2) 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準，看護学分野  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h170929-9.pdf>
  - 3) 看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標  
<http://www.janpu.or.jp/file/corecompetency.pdf>